内閣衆質一四三第二九号

平成十年十一月十日

伊藤宗一郎

殿

衆

議院議長

衆議院議員枝野幸男君提出「薬害エイズ問題」に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 小 渕 恵 \equiv

衆議院議員枝野幸男君提出 「薬害エイズ問題」 に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

後天性免疫不全症候群 AIDSの実態把握に関する研究班 (以 下 「研究班」という。) の第一回の議 事

を録音したテープについては、 厚生省としてその内容を確認するとともに、 当該議事の内容を公開する方

法等を検討するため仮還付を受けたものである。

の (二) について

研究班の会議については、 厚生省が主催したものではないこと及び公開を前提として開催されたもので

はないことから、 その 議 事 の内容を公開する方法等を判断するに当たっては、 研究班の各班員の意向を確

かめる必要があり、速やかに結論を得たいと考えている。

の (三) について

御質問のテープの押収場所については、 本年九月十四日、 東京地方裁判所で開廷された被告人松村明仁

に対する業務上過失致死被告事件の第二十五回公判において、 厚生省薬務局企画課血液事業対策室である

ことが東京地方検察庁検察官により明らかにされている。

の(四)について

一の(三)についてで述べたとおり東京地方検察庁は厚生省薬務局企画課血液事業対策室から御指 摘

らかにされている。その他の押収物については、 テープを差し押さえており、 御質問のその際の立会人は同室室長等であることが、 当該刑事事件の公判において明らかにされるべき事柄で 前述の公判におい て明

あると考えられるので、答弁を差し控えたい。

の (五) について

厚生省薬務局企画課血 液事業対策室が東京地方検察庁の強制捜査を受けた当時使用していた部屋の過去

の使用状況は、次のとおりである。

平成二年十月から平成八年八月まで	昭和六十三年二月から平成二年九月まで	昭和六十一年五月から昭和六十三年一月まで	昭和五十八年十月から昭和六十一年四月まで	時期	
厚生省薬務局企画課血液事業対策室	厚生省薬務局審査課及び同局監視指導課	厚生省援護局援護課及び同局審査課	厚生省援護局業務第一課	使用していた部署名	

二の(一)について

御質問 につい ては、 「薬害エイズ問題」 に関する質問に対する答弁書 (平成十年七月十四 日 L内閣· 衆質

四二第七〇号)二の $\stackrel{\text{(i)}}{=}$ についてで答弁したとおりであり、 押収品目録を公開することは適当ではない

と考えている。

二の(二)について

刑 事 訴 訟 法 (昭和二十三年法律第百三十一号)第四十七条ただし書は、「公益上の必要その他 0 事 山

が あ るの みならず、 訴訟関係書類の存否や内容を公にすることが 「相当と認められる場合」、 換言すれ

ば、 同 条本文が定め る訴 訟 関係書質 類 の非 公 開 0 原 前により保護されるべき公益、 すなわち 関係者 \mathcal{O} 名誉、

人権 の保 護や現在 及び将来における捜査 及び裁判に対し不当な影響が及ぶことの防止と、 当該 書 類 \mathcal{O} 存否

や内容を公にすることによって得られるべき公益とを比較衡量して、 後者が優先すると認められる場合に

限って、例外的取扱いを許したものと解している。

御質問 の過去の例としては、 昭和五十一年におけるいわゆるロ ツキ ド 事件の灰色高 官問題について、

同年四月二十一日の衆参両院議長裁定において「国会は、 口 ッキード問題に関し、 本件にか かわる政治的

道義的 を見て、 責任の有無に 刑事 訴 訟 法 ついて調査するものとし、 \mathcal{O} 立法趣旨をも踏まえた上で事 国会の国政調査権の行使に当たっては、 华 \mathcal{O} 解 明に最善の協力を行うものとする。」 政 府 は 事 山日 態 の推 が 述 移

踏まえ政治的道義的責任のあるい 5 れたこと並びに、 国会において、 わゆる「灰色高官」の基準が示されたこと及び秘密会における報告とす 国政 調 査権に基づく要求がなされたこと、 各党の異論のないところを

る決定がなされたことを受けて、当該基準に合致する者の氏名を秘密会で明らかにしたことがあるほか、

交通 事件 :の実況見分調書のように、 事故現場の状況を表す書類であって、 代替性がなく、 民事 事 件 \mathcal{O} <u>\frac{1}{12}</u> 証

上不可 欠の 書類であり、 かつ、 これが現在及び将来の捜査及び裁判に対し不当な影響を与えたり 関 係 者 \mathcal{O}

名誉、 人 権 を害するおそれ がないと認めら れるような場合には 当該 事故に関 する民 事裁判の係 属 L 7 V

る裁判所からの送付嘱託に応じてこれを提出している例がある。

二の (三) について

で公にすることは、 のプライバシー等にもかかわる事柄であり、 特定の資料の存否や捜査当局によるその押収の有無については、 それだけで、 これに応じた関係者の口裏合わせその他の罪証隠滅活動を招き、 これを捜査、 公判の遂行の目的 それ自体捜査の秘密に属し、 から離れて、 公判 以 また関係 あるい 外 の場

られ は裁 玉 民 る上、 の捜 判所に予断を生じさせる等、 **|** 査機関 捜査、 の信頼に反し、 公判の遂行という公益上 具体的 その結果として、 事件の捜査及び裁判に対し不当な影響が及ぶおそれが十分に $\overline{\mathcal{O}}$ 目 的 か 国民 ら捜索及び この協· 力を不可 押 収 0) 欠の前 権 限を認 提とする将来の 8 た刑 事 訴 訟法 捜 査及び \mathcal{O} 趣旨 裁判 · 認 及 8 び

三について

般に対し不当な影響を及ぼすおそれがあると考えられる。

憶は、 7 連資 に関 上 の送付状況 元課長に 郡 一の事 厚生省が 合する調 料以 司 ない ·実関係を確認することは困難であることから、 元 と 回 課長に渡ったの 提供したと回答した者は 外の資料 本年実施した調査においては、 の確認については、 査プ 答し 口 -を郡司 て ジ お エ i) クトチー かを確認することはできなかったものである。 元課長に提供 また、 厚生省においては、 ム いなかったところであり、 調査チー (以 下 した者について、厚生省職員であったと思うが、 「調査 郡司 ムに在籍した職員で当 元生物製剤課長は、 チーム」という。) 当時の関係者の記憶を問う以外に方法はなく、 更なる調査を実施する考えはない。 御質問 時 が送付した質問調査票及び 平成八年の血 公表されてい の資料が 郡司元課長に対する御質問 誰 品から、 · た 資 液製剤によるH 料以 *(*) 誰 つ、 外 であ どのように \mathcal{O} 質問 資料 0 た IV 感染 これ以 の資料 調 を \mathcal{O} 郡 か 査関 記 司

四の(一)について

成 八 厚 生省が 年当 時 \mathcal{O} 本年実施 保 健 医 療局 した 工 調 査 イズ結核感染 だお いて聞 き取 症 課、 ŋ 薬務局· 調 査 の対象となった者は、 企 画 課 血 液 事 業対策室 調査 及び チー 同 課医 7 に在 薬 品 籍 した職 副 作 用 被 員、 害 平 対

策室 一の職員、 文書による質問 語査に対して 工 イズ研究班のも のと識別できる録音テープを管理して 1 たと

回答した者及びその者と同時期又は前後して同じ係又は隣りの係に在籍していた職員、 研究班の議事 メモ

メモを見た等と回答した職員等の約八十名である。

四の (二) について

を作成した、

議事

聞 き取 ŋ 調 査 \mathcal{O} 実施 部署は、 医薬安全局 企 画 課、 同局企画課 医薬品副作用被害対策室、 同 局 血. 液対策課

及び保健医療局エイズ疾病対策課である。

四の(三)について

郡 司 元 、課長以外からの聞き取り調査は、 医薬安全局若しくは保健医療局内又は調査対象者の勤務先での

面接 及び電話により実施したものであり、 面接は原則として複数の者で実施したが、一名で実施した場合

もある。

四の(四)について

聞 き取 ŋ 調 査に際しては、 テープ録音は行わず適宜メモを作成したが、 調査結果として報告すべき内容

はすべて調査報告書で明らかにしている。

四の(五)について

郡 司元課長に対する聞き取り調査については、医薬安全局企画課及び同局血液対策課の職員により、 省

外 の会議室における二回の面接及び数回の電話により行ったところである。

五の (一) について

御指摘のテープについては、 本年七月一日、 東京地方裁判所で開廷された被告人松村明仁に対する業務

上過失致死被告事件の第二十二回公判において、 厚生省か 5 の押 収物の中に第二回 以降 \mathcal{O} 研究班 \mathcal{O} 議 事内

容を録音したテープはないことが東京地方検察庁検察官により明ら かにされてい

また、第三回及び第四回 の研究班の議事メモについては、 刑事裁判の進展に伴い厚生省が入手できる状

況となったことから、厚生省において、本年十月三十日に東京地方検察庁から当該資料を入手したところ

であり、現在、公開の方法等を検討しているところである。

五の (二) 及び (三) について

法務省は、国を当事者又は参加人とする訴訟の適切な追行という目的のため、 所管行政庁から種々の資

料の提供を受けているものであり、具体的な事件においていかなる資料の提供を受けたかということにつ

いての答弁は差し控えたい。